

佐久穂町モビリティ人材育成事業支援業務委託 仕様書(案)

本仕様書は、佐久穂町モビリティ人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

佐久穂町モビリティ人材育成事業支援業務

2. 業務目的

実施要領「1 趣旨」、別紙「事業概要」のとおり

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4. 業務対象範囲

佐久穂町全域と小海町、佐久市の一部

5. 業務内容

本業務では、「佐久穂町・小海町・佐久市の3市町における広域的な視点も踏まえた、本町の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築」をテーマに、「講義」「ワークショップ」を行うことを主な手法として、人材育成につなげていくことを計画している。

課題抽出、既存資源把握、設計、合意形成の4ステップで、講義によるインプット、ワークショップによる議論、取りまとめ、合意形成を行うことで、本業務における受講者・育成対象者のプロセス理解醸成と場づくりを実施する。

また、講義、ワークショップでは、人流や車流といったデータの活用を必須とし、客観的かつ論理的な現状検証と、それら共通理解に基づいて検討を進めたい。

こうした過程を通じ、本町の公共交通の現状と課題の把握、課題に対するモビリティを活用した施策の検討、財源確保の手法等を学び、本町の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築およびモビリティが町民の生活を支えるMaaS社会の実現のために必要な知識と課題解決へのコーディネート能力を備えた人材を育成する。

(1) 本町(一部小海町や佐久市を含む)の地域公共交通に関わるデータの分析

人流データ・車流データの分析および可視化の実績を有し、実績をもとに既存の資料及び独自に入手した資料や人流データ・車流データの分析を行い、データに基づく地域特性を明らかにすること。

なお、人流・車流データについては、佐久市、佐久穂町、小海町の中で拠点を設定し取得すること。（例：人流分析＝30カ所程度、車流分析＝2～3カ所程度）

>希望するデータ

人、車の移動量、一定程度の属性、拠点での滞在時間、前後の経路、など

(2) 幅広い分野の関係者に対する講義、ワークショップの開催

- ・公共交通の事業計画案の策定プロセスに係る知見の共有

公共交通事業の事業計画及びそれに類するものの作成実績があり、その知見を活用して収益性試算・実現性検証を含む事業計画案の策定プロセスを講義・ワークショップに組み込み、その知見を参加者に提供することができること。

その事業計画案等は、当町の現状に長期的な視野と分野横断的な提案も加えた内容とすること。

また、講義・ワークショップの開催通知等の事務、スケジュール調整については、本町が主導して行い、必要に応じて受託者と協議の上、決定する。

>希望する講義・ワークショップの回数等

幅広い分野の関係者に対し、5回程度実施すること。

1回あたりの参加者数は30名程度を見込んでおり、佐久市、小海町からも参加者を募る。

- ・MaaS (Mobility as a Service) による社会課題解決に係る知見・ノウハウの共有
地方自治体へのMaaSの導入実績をもとに得られた知見やノウハウ、優良事例を講義・ワークショップに組み込み、MaaSを活用した課題解決の可能性について学び、考えられる講義・ワークショップのコンテンツも作成すること。

(3) 実施する人材育成事業の運営管理及び実施結果についての報告書等の作成

講義やワークショップの企画、コンテンツ作成、進行およびファシリテーション、実施内容および結果をとりまとめた報告書の作成を行うこと。

あわせて本業務の業務進捗管理を行うこと。

受託者は本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と綿密な連絡調整を行うこととし、協議内容は都度受託者が記録し、相互確認の上、保管するものとする。

6. その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に行うこと。

例) 町が実施した住民や公共交通利用者に対するアンケート結果を活用したニーズの深掘・検証、等。

※町が今後実施、あるいは過去に実施しているアンケートや調査結果については、希望に応じて問題のない範囲で提供します。

(例：R5実施「佐久穂町高齢者移動・買い物実態調査」等)

7. 個人情報の保護

受託者は、関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。

8. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本町に帰属する。なお、本町が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 人流データおよび車流データ分析報告書
- ② モビリティ人材育成事業における講義・ワークショップにかかる資料
- ③ モビリティ人材育成事業実施報告書
- ④ 業務報告書一式

以上全成果品の電子データと印刷物2部

9. その他

- (1) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なものおよび受託者が従前から権利を保有しているものを除き、町および受託者の共有とすること。
- (2) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、第三者に委託する場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせること。
- (3) 国による事業進捗確認の際は、本町の求めに応じ適切に協力すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者および受託者双方で協議の上、決定すること
- (5) 地方自治法を遵守すること